

令和7年3月10日

宇部市議会文教民生委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会文教民生委員会会議録

- 1 日 時** 令和7年3月10日（月）
午前9時57分から午前11時25分まで
- 2 場 所** 第3委員会室
- 3 事 件**
- (1) 議案第39号 宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか6施設）に係る指定管理者の指定の件
 - (2) 議案第31号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件
 - (3) 議案第32号 宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件
 - (4) 議案第41号 和解について
 - (5) 議案第40号 和解について
 - (6) 議案第46号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件
 - (7) 議案第33号 宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件
 - (8) 報 告 「宇部市こども計画」パブリックコメントの報告について
 - (9) 議案第47号 物品購入の件（小中学校教員用教科書及び指導書）
 - (10) 報 告 宇部市社会教育委員会の開催状況について

4 出席委員（9名）

委員長	鴻池博之君	副委員長	浅田徹君
委員	芥川貴久爾君	委員	五十嵐仁美君
委員	岩村誠君	委員	志賀光法君
委員	真宅宣昭君	委員	猶克実君
委員	吉松剛君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第39号 宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか6施設）に係る指定管理者の指定の件

観光スポーツ文化部

部長	青山 佳代 君
次長	森本 哲也 君
次長	白井 幸雄 君
スポーツ振興課長	明徳 義和 君
同課主幹	岡田 英治 君
同課副課長	東野 伸行 君

(2) 議案第31号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件

健康福祉部

部長	佐々木 里佳 君
次長	島田 伸弘 君
次長	加生 明美 君
介護保険課長	穂積 紀子 君
同課副課長	佐藤 太加夫 君

(3) 議案第32号 宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件

(4) 議案第41号 和解について

健康福祉部

部長	佐々木 里佳 君
次長	島田 伸弘 君
次長	加生 明美 君
健康増進課長	伊藤 志奈子 君
同課副課長	奈須 智孝 君

(5) 議案第40号 和解について

健康福祉部

部長	佐々木 里佳 君
次長	島田 伸弘 君
次長	加生 明美 君
生活支援課長	重富 曜夫 君
同課副課長	飯田 浩二 君

(6) 議案第46号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件

健康福祉部

部長	佐々木 里佳 君
----	----------

次 長 島 田 伸 弘 君
次 長 加 生 明 美 君
保険年金課長 重 村 一 郎 君
同課副課長 田 中 晶 子 君

(7) 議案第33号 宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例中一部改正の件

こども未来部

部 長 濱 田 修 二 君
理 事 谷 山 幸 恵 君
次 長 原 田 研 治 君
保育幼稚園課長 上 村 圭 二 君
同課副課長 下 元 静 枝 君

(8) 報 告 「宇部市こども計画」パブリックコメントの報告について
こども未来部

部 長 濱 田 修 二 君
理 事 谷 山 幸 恵 君
次 長 原 田 研 治 君
こども政策課長 西 中 和 豊 君
同課副課長 小 川 直 子 君
同課副課長 水 津 弘 幸 君
こども支援課長 盛 重 利 恵 君
同課副課長 綿 谷 和 久 君
保育幼稚園課長 上 村 圭 二 君
同課副課長 下 元 静 枝 君

(9) 議案第47号 物品購入の件（小中学校教員用教科書及び指導書）

教育委員会

教 育 長 野 口 政 吾 君
部 長 床 本 博 君
次 長 中 村 大 吾 君
学校教育課長 佐々木 英 樹 君
同課副課長 長 嶺 茂 雄 君
同課主査 佐々木 雅 宣 君

(10) 報 告 宇部市社会教育委員会の開催状況について

教育委員会

教 育 長	野 口 政 吾 君
部 長	床 本 博 君
次 長	中 村 大 吾 君
社会教育課長	井 上 篤 史 君
同課副課長	林 健 二 君

8 事務局職員出席者

書 記	木 村 美 紀 君
-----	-----------

—— 午前9時57分開会 ——

委員長（鴻池 博之 君） 皆さん、おはようございます。

それでは少し早いですが、皆さんおそろいなので、始めていきたいと思います。

ただいまから、委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元に配付の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてですが、現在、申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することいたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（鴻池 博之 君） それでは、初めに、議案第39号宇都市体育施設（宇都市俵田翁記念体育館ほか6施設）に係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。観光スポーツ文化部です。

それでは、議案第39号宇都市体育施設（宇都市俵田翁記念体育館ほか6施設）に係る指定管理者の指定の件につきまして御説明申し上げます。

これは宇都市俵田翁記念体育館ほか6施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

執行部 それでは、御説明をさせていただきます。

議案集の149ページを御覧ください。資料の1ページ目を御覧ください。施設の位置図になります。

恩田スポーツパーク事業は、体育施設及び恩田運動公園の整備、管理運営業務をD B O方式で行っており、令和6年4月1日から令和21年3月31日までの15年間、管理運営業務を実施することで、令和5年6月30日に基本協定を締結しております。

宇都市恩田運動公園内の宇都市俵田翁記念体育館や野球場など4施設の指定管理期間が令和7年3月31日をもって満了となること、また、新たに屋根付きグラウンドやにぎわい交流施設、都市型スポーツ広場など、恩田スポーツパークリニューアル事業が完了することから、計7施設について、令和7年4月1日から令和21年3月31日までの14年間を指定する期間として、指定管理者の候補者を基本協定に基づき結成した共同体、宇都市スポーツ協会グループとするものです。

詳細につきましては、資料2ページに記載のとおりでございます。

選定理由については、次の資料3ページに掲載しております。

地域や関係機関との連携による取組、施設の運営能力、安定的な管理運営体制等が指定管理者として適切であると評価されたことから、候補者として選定しました。

このたび指定の決議をいただけましたら、指定の告示、指定管理者への指定通知、市民への通知を経て、年度内に基本協定書、令和7年4月に年度協定書をそれぞれ締結することとしております。

以上、簡単ではございますが、御説明を終わらせていただきます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第39号宇都市体育施設（宇都市俵田翁記念体育館ほか6施設）に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

観光スポーツ文化部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） それでは、次に、議案第31号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第31号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件について御説明いたします。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

執行部 介護保険課です。

それでは、その詳細についてお手元の資料に沿って御説明いたします。

議案集では67ページ、68ページとなります。

まず、資料の2、改正内容の枠内を御覧ください。

始めに（1）ですが、これは栄養士法についてです。

令和7年4月1日から、栄養士法が一部改正されます。現行では、管理栄養士国家試験を受ける要件に栄養士免許を持っていることが規定されていますが、改正後は栄養士免許がなくても管理栄養士の国家試験を受けられることになり、栄養士免許のない管理栄養士が存在することとなります。

次に、（2）ですが、これは省令についてです。

現行の省令の施設の人員基準等の規定で、栄養士の表記には、管理栄養士を含んでいます。

今般の栄養士法の改正に伴い、栄養士ではない管理栄養士も存在することになるため、令和7年4月1日に、栄養士の表記が栄養士もしくは管理栄養士に改正されます。

この省令改正に伴い、市の施設の人員配置基準等の規定の対象に、管理栄養士を加えるものです。

なお、施行年月日は令和7年4月1日です。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員長（鴻池 博之 君） 猶委員。

委員（猶 克実 君） 現在、NHKのテレビ番組でドラマ「おむすび」が放送されている

のでちょっと聞いてみます。今回の条例改正の意味は分かります。理解いたします。

ちょっと聞きたいのは、管理栄養士というのは、今まで栄養士だった人が受けことができた資格だったのですよね。

この管理栄養士の仕事の内容について、少し詳しく知りたいのですけれども。

執行部 施設等で提供される食事につきまして、その方に合った食材の調達であったり、食べやすい形、病気等がございましたらその方に合った栄養、カロリー等を計算したものを提供することになります。

委 員（猶 克実 君） どの程度であるかはNHKのドラマで分かるのですけれども、管理という言葉がつくかどうかで、つまり栄養士と管理栄養士は、何が違うのですか。

執行部 管理栄養士になると、やはり個別の指導というところが中心になりますので、単にメニューをつくるとかそういうことではなく、例えば個人の体調に応じた栄養の取り方などの個別の指導というものは、栄養士以上にかなり重要な役割になります。

委 員（猶 克実 君） 国の省令が変わったことによる条例改正なので、今回の条例とはあまり関係ないかもしれないのですが、管理という言葉について、もし分かれば教えていただけますか。なぜ聞くかというと、建築士で言ったら管理建築士というのがあるのですけれども、それは事務所登録ができます。建築士として業務をなりわいとするには事務所登録が必要なのですけれども、そのときに管理建築士の資格が要るのです。

栄養士の場合、どんなハードルかなと。

管理がつくことによって、宇都市政にどんな影響があるだろうかということに想像がつかないもので聞いたのですよ。

執行部 すみません。今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまた改めてでもよろしいでしょうか。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。

委 員（猶 克実 君） はい。

委員長（鴻池 博之 君） そのように、お願いします。

ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第31号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条

例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第32号宇都市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第32号宇都市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件について御説明いたします。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

御審議のほどよろしくお願ひします。

執行部 それでは、詳細についてお手元の資料に沿って御説明します。

令和2年に設置しました、新型コロナウイルス感染症対策基金について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置づけが五類感染症に変更されたこと等を踏まえて、当該基金の設置目的を達成したことから廃止するものです。

施行日は令和7年3月31日です。

本基金は、ふるさと納税、企業や個人からの募金や寄付金などを原資としておりまして、その種類別内訳を表に示しております。

また2つ目の表は、本基金の積立や活用について、令和2年度から令和6年度までの5年間の状況を示しております。

積立金額は合計で4,630万484円、取崩金額は令和6年度末の見込みで同額の4,630万484円となっております。

主な基金の活用内容は、コロナニュースの発行などによる啓発、抗原検査キット購入、濃厚接触者の宿泊費助成、新型コロナ定期接種などとなっております。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第32号字部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第41号和解についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第41号和解について御説明いたします。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

執行部 それでは詳細について、お手元の資料に沿って御説明します。

和解の相手方は、株式会社タニタヘルスリンクです。

事件の概要につきましては、令和6年4月1日付で締結した飛び地連携型大規模ヘルスケア事業業務委託契約書に基づく健幸ポイント事業の運営業務において、相手方が一部の参加者に対し個人情報を含む文書を誤送付したことについて、市が被った損害の賠償を相手方に求めるものです。

和解の概要としましては、次の2点です。

1点目、相手方は市に対し、本事故の損害賠償金として金133,856円を支払う。

2点目、当事者双方は、本事故に関し、上記以外は何らの債権債務のないことを相互に確認する。

なお、損害賠償金の内訳ですが、本事案の発生により生じた市民への問合せや相談対応、事務作業に要した人件費が126,968円、健幸ポイント参加者全員へのお詫び文の送付に要した郵便代が6,888円となっております。

本事件の経過につきましては、表を御参照ください。

本事件の発生による市民への影響ですが、把握できた誤送付の件数が58件、不正ログインの件数は0件です。

誤送付の原因については、以下の2点です。

1点目として、記載された複数枚の文書を封入する作業の際、十分に確認せずに同封した人的誤りがあったことです。

2点目として、複数枚の個人情報が記載された文書を1枚に集約するなど、事前に人的誤りの可能性を考慮した発送方法が検討できていなかったことです。

以上で、説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員長（鴻池 博之 君） 吉松委員。

委 員（吉松 剛 君） 市民への影響ということで、把握できた誤送付が58件ありました。市民に対しての被害というのは全くなかったということで、よろしいですか。市民に対して、損害賠償などはしないのですか。

執行部 58件というのが、他人の個人情報が入った文書が届いていることが把握できた件数となっております。私たちが被害と認識しているのは、他人のID等を不正に利用して、他人の個人情報を閲覧できる状態を不正としてみなしております。その確認できた件数が0件となつておりますので、直接的な市民への影響はなかったものと認識しております。

委員長（鴻池 博之 君） よろしいですか。ほかにないですか。志賀委員。

委 員（志賀 光法 君） 一般的には、やはり情報漏えいされた方については、——10年ぐらい前に私も過去に1回あるのですけれども、当時1人当たり100円ですが、受け取ったことがあるのだけれども——影響あるなしにかかわらず、こういう事件があった場合は、影響者に対しては、そういう手当が必要と思うので、その辺の基本的な考え方、市が考えるのかせず、業者の考え方は分かりませんが、そういうことは一般的に100円ということを、ずっと前から頭の中にあるのですけれども、その辺の基本的な考え方をお聞きします。

執行部 御意見ありがとうございます。

今までの例として、直接的な被害がない場合、特に損害賠償については考えておりませんでした。今回いただいた御意見やほかの例も参考にしながら、適切な対応が何かというのをまた、しっかりと想えていきたいと思っております。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

議案第41号和解について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） それでは、次に、議案第40号和解についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第40号和解について、御説明をいたします。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、詳細について説明をいたします。

お手元の資料にて御説明いたします。

和解の相手方は、市の元職員、栢凌氏です。

事件の概要は、令和5年に市の元職員である相手方が起こした生活保護費横領等事件に関し、令和5年 10月13日（金曜日）及び14日（土曜日）に、ほかに不正がないか確認するため行った生活保護ケースの点検作業について、市が職員に支払った時間外勤務手当を市が被った損害として相手方にその賠償を求めるものです。

和解の概要につきましては、次の2点となります。

1点目は、相手方は、市に対し、損害賠償金として金373,084円を支払う。

2点目は、当事者双方は、本事件に関し、令和5年10月13日及び14日に行った当該点検作業の時間外勤務手当に係る損害の部分に限り、和解する。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。吉松委員。

委 員（吉松 剛 君） 和解の概要の中で、令和5年10月13日及び14日に行った作業の損害の部分に限り和解と書いてありますけど、それ以外の損害というのは、何があるのですか。

執行部 それ以外の損害つきましては、元市職員が被保護者から詐取した金額となります。それ以外にも、市の職員が時間外勤務をしておりますけれども、明確にこの事件に関してという部分だけはなかなか抜き出しができなかったものですから、今回、賠償請求の中には入れていないということになります。

以上です。

委 員（吉松 剛 君） 今後、和解は隨時していくということですか。

隨時、額が分かった時点で和解をしていくということですか。

執行部 今後につきましては、まだ被保護者からの聴取や状況から元市の職員の詐取が疑われる事案もまだ残っているのが事実でございます。

新たな資料や今まで私どもも把握してなかつたような事実が出てくる可能性もありますので、事件自体はまだ終結できないという状況でございます。ですから、今後も可能性があるということになります。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。

ほかにありませんか。猶委員。

委 員（猶 克実 君） 今の説明の中で、今後、被害がまだあるかもしれないという話ですね。それで今調査中と。調査する費用は誰だったのですか。

執行部 費用といいますか、基本的に日中の平日の勤務時間中に調査をしております。

ヒアリング等は一通り終えておりまして、ただ、被保護者から実はこういうことがあったのだよということを言ってくる可能性も今後あろうかと思いますので、その際にはその都度調査をして対応するということをしております。

以上です。

委 員（猶 克実 君） 被害者が言ってきたらということですね。

それでは、次の3番、和解の概要のところなのですが、この2日間の時間外勤務手当に係る損害の部分に限り、和解しますと書いてあります。

和解という言葉はいるのですか。

部分的な損害賠償の支払いを決めるだけでしょう。

その他の部分について、先ほどまだ出てきたらと言われるのだけれども、何をもって解決、和解されるのですか。

執行部 今回の和解については、この部分について相手方と締結するという形になります、先ほど申しましたように、まだこの事件は完全解決には至っていないと考えております。

いつになったらというお話があろうかと思いますけれども、最終的には、事件に関する時効が来て初めて完結というふうになるのではないかと考えております。

以上です。

委 員（猶 克実 君） 時効になつたらということで、今後何もしないということで、だから、今、調査はしているわけではなくて、事件が出てきたらということで、今後5年間出てこなければ時効でなかつたとみなす。意味がちょっと。このまま自然に終わるということがもう目的なので此の部分だけに和解。

犯罪をした方を調査すれば、またあるかもよというのでは、やはり刑事事件になっているので

あれば、警察の報告を待って、と言わいたら私もちょっと納得するのだけれども。そういうこともなしに、ちょっと意味が分かりません。

執行部 今回の事件につきましては、令和5年10月25日に市職員が懲戒免職になって併せて警察に告訴しております。

そして、令和6年9月3日に元職員に対して判決はもう出ております。ただ、この起訴のもとになった事件、詐取、横領等以外にも、こちらで把握しているものもありますし、元市職員が認めて、被保護者に対して支給をしていなかったという件数も含まれております。

ですから、一応刑事事件が完了はしておりますけれども、それ以外にもまだある可能性があるということです。

市の調査につきましては、一通り終えているというのが実情でございますので、先ほど申しましたように、相手方から何か新たな事実を言ってきた場合とかに対応するということになります。

時効を好んで待っているわけではございません。本来であれば、これで完全解決としたかったのですけれども、それはできないという状況にありますので、今回はこの部分に限りという形で、議案として提出しているところでございます。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。はい。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第40号和解について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第46号宇都市国民健康保険条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第46号宇都市国民健康保険条例中一部改正の件です。

これは県内の保険料水準の統一に向けて、葬祭費の支給額を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額及び軽減判定所得を引き上げるものです。

詳細は担当課長に説明をさせます。

執行部 それでは、お手元の資料に沿って御説明をいたします。

まず初めに第1点、改正の趣旨についてですが、このたびの改正点は2つございます。

1つ目は、県内の保険料水準の統一に向け、葬祭費の支給額を引き上げるもの、2つ目は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

それでは第2点、改正内容について御説明をいたします。

1つ目の葬祭費の支給額の引上げについてですが、まず、葬祭費とは何かと申しますと、被保険者の方がお亡くなりになられた場合、その被保険者の葬祭を行う方に対し、国民健康保険の給付として現金を支給するものです。

なお、全国の医療保険者（国民健康保険、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）においても同様の支給が行われております。

この葬祭費の支給額について、令和7年4月以後、現行の4万円から1万円引上げ、5万円としようとするものです。

その理由といたしましては、平成29年度までは国民健康保険事業は市町村が運営しておりましたが、平成30年度から財政運営については都道府県が担うこととなりました。

山口県においては、今後、令和8年度から5年かけて段階的に県内市町の保険料水準の統一を行うこととされております。

県内市町において、保険料水準が同じであれば、保険給付水準も同じであることが望ましいことから、現在、県内市町で大多数の5万円に合わせようとするものです。

なお、葬祭費の支給額を1万円引き上げることによる国保財政への影響についてですが、令和7年度当初予算においては、葬祭費の支給件数を年間280件と見込んでおり、葬祭費の支給額を1万円引上げた場合、その影響額は280万円となります。

この280万円を賄うためには、1人当たり年間保険料を100円程度増額する必要があります。

また、各医療保険者における葬祭費の支給額は、（エ）参考に記載しておりますとおり5万円が主流となっております。

続きまして2つ目、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の整備について、御説明をいたします。

資料の2ページをお開きください。

このたびの所要の整備につきましては、二つの改正がございます。

まず1つ目のアについてですが、保険料の賦課限度額の引上げについてです。

国民健康保険料は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の3つの額の合計となります。

このうち、このたび、政令改正の内容に従い、基礎賦課額の限度額を65万円から66万円に1万円引上げ、また、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を24万円から26万円に2万円引上げようとするものです。

なお、基礎賦課額とは、国民健康保険の被保険者の医療費に充てるための賦課額、後期高齢者支援金とは、後期高齢者医療費に充てるための現役世代等からの支援金のことであり、後期高齢者医療費の約40%を現役世代からの支援金で賄っております。

また、賦課限度額が引上げられるということは、より高所得者に負担を求めようとしています。

参考資料として、令和2年度以後の賦課限度額の推移を記載しております。

次に、2つ目のイについてですが、5割軽減及び2割軽減に係る保険料軽減判定所得基準額の引上げについてです。

国民健康保険料については、所得の少ない方に対する保険料軽減措置として、被保険者均等割額及び平等割額の7割、5割または2割を軽減する制度があります。

このうち、このたび、政令改正の内容に従い、5割軽減及び2割軽減について、より軽減に該当しやすくなるよう基準額が引上げられるものです。

なお、軽減により減額された保険料については、公費、具体的には県4分の3、市4分の1の割合で補填されます。

続きまして3ページを御覧ください。

第3点、施行日についてですが、これにつきましては、いずれの改正も令和7年4月1日としております。

最後に第4点、経過措置についてですが、1つ目の葬祭費の支給額の引上げにつきましては、令和7年4月1日以後の死亡に係る葬祭費について適用し、同日前の死亡に係る葬祭費については、なお従前の例による。また、2つ目の国民健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の整備につきましては、改正後の規定は令和7年度分保険料から適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例とするものです。

御説明は以上となります。

御審査をよろしくお願ひいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） まず、葬祭費の支給額を4万円から5万円に上げることで、2

80万円ぐらい必要になるということ。280万円を補わなければならぬため、1人当たり年間保険料を100円程度増額する必要性があると書いてあるのですけれども、1人当たり100円ほど引き上げるということですか。

執行部 おっしゃるとおり、計算上は1人当たり100円増額するという計算をするようになります。

ただ、その100円が必ずかかるかと申しますと、内訳として所得割、均等割、平等割それありますて、均等割平等割にはそれぞれ軽減もありますので、必ずしも1人当たり100円上がるというわけではございません。

以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） 次に、もう一つの国民保険料賦課限度額の引上げに関して、これも今引上げられるに当たって、2割とか5割軽減の方もいるということなのですけれども、これは所得に応じて、だからまた引上げられるということで、必ずしもその低所得者の人たちに負担が増えるということではないということでおろしいのですか。

執行部 軽減所得の判定額の引上げにつきましては、引上げられることによって、より所得の少ない方の保険料が下がることになります。お支払いはしやすくなるということあります。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。吉松委員。

委員（吉松 剛 君） 保険料賦課限度額の引上げ、1万円と2万円で合計3万円ですけれども、これによって、保険料の収入と言いますか、いくらくらい増加する見込みですか。

執行部 このたびの保険料賦課限度額の引上げによって、これまでたくさん所得がある方でも、例えば1,000万円ある方でも、医療分については幾ら、後期高齢者支援分については幾らまでという限度額の頭打ちがありました。

この頭打ちが引き上がるということは、より高所得者に対して負担を求めるということになります。

国民健康保険の保険料につきましては、高所得者に対しましては、今申し上げた、賦課限度額の頭打ちがあるということで一定の歯止めがかかります。

逆に所得が低い方に対しては、保険料の軽減制度によって7割、5割、2割の軽減があります。

結局、中間の所得の方に負担がかかるというのがもともとの制度、そのような性質がございますので、賦課限度額を引き上げることによって、その中間の所得の方の保険料が引き下がるという結果になります。

より所得の高い方に負担をお願いをして、一番負担のかかってくる中間の方の負担を和らげようというのが賦課限度額の引上げの趣旨になります。

具体的な金額につきましては、なかなかちょっと算出するのが難しいのですけど、傾向として

はそのような傾向です。

以上です。

委 員（吉松 剛 君） 今の質問の趣旨が違ったのですが。今回限度額が3万円上がるこ

によって、市全体として入ってくる歳入が、どれくらい増えるのかを聞いておきたかったのです。

執行部 失礼しました。当初、料率を算定した際に、賦課として集める額というのは変わりませ

んので、誰から求めるかという内訳が変わるだけで、保険料、当市が賦課した額が増減する

ということはございません。

委 員（吉松 剛 君） 全体として変わらないということは、収入の多い人からはたくさん

とて、収入の少ない人にはそれを減らすということでいいのですか。

執行部 委員がおっしゃるとおりです。

委 員（吉松 剛 君） それと県内他市の現状を教えてもらっていいですか。

執行部 この賦課限度額につきましては、政令の改正の内容に従って、もうほぼ全国の医療保

険者も取扱いをしておりますので、全国一律と考えていただいて差し支えございません。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決いたします。

議案第46号字部市国民健康保険条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

健康福祉部の皆さん、お疲れさまでした。

執行部 すみません。先ほど栄養士と管理栄養士の違いについてという御質問いただきました

ので、この時間をお借りして、よろしいでしょうか。

委員長（鴻池 博之 君） お願いします。

執行部 栄養士と管理栄養士について、免許自体の付与するところがまず違います。

管理栄養士は厚生労働大臣、栄養士については都道府県知事となっております。

対象者についても、栄養士は比較的健康な方、管理栄養士についてはやはり栄養指導が必要な、
体調の悪い方が主となります。

仕事の違いとしましては、栄養士の業務は、食事の計画、献立を作ったりなど調理、提供等が中心になります。もちろん、食育で、学校等で講義をされるとかそういう役割も持たれています。

管理栄養士の場合は、高度な専門知識を生かしていただくために、栄養指導、栄養管理を行っていただきます。例えば、病気やけがをした方への栄養指導、療養指導、個人の健康状態に応じた栄養指導、施設での給食、栄養指導等、より一歩進んだ栄養指導が管理栄養士の役割となります。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） 猶委員、よろしいですか。

委 員（猶 克実 君） 分かりました。ありがとうございます。

委員長（鴻池 博之 君） ありがとうございました。

それでは、説明員の入替えがあります。

委員長（鴻池 博之 君） それでは、次に、議案第33号宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 こども未来部です。議案第33号宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件について、御説明を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

執行部 それでは、こども未来部保育幼稚園課でございます。

議案第33号宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件についてでございます。

議案集では、71ページ、72ページになりますけれども、説明につきましては、事前にお配りしております説明資料で、説明させていただきたいと思います。

それでは説明資料の2、改正内容の枠内を御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、先ほど健康福祉部の議案第31号についても同様な改正の説明があつたところでございますけれども、まず1番といたしまして、栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部改正に伴いまして、管理栄養士の国家試験の要件が緩和され、これまで受験資格として栄養士免許が必須だったところが、管理栄養士養成施設卒業者は、栄養士でなくても受験が可能になっております。

また、栄養士法の一部改正を受けまして、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されまして、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対し食事の提供を家庭的保育事業所

等外で調理し搬入する方法により行う場合は、「栄養士による必要な配慮」が要件として定められたところ、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に改められます。

この基準の一部改正に従いまして、市の条例についても同様の改正を行うものでございます。

なお、施行年月日は令和7年4月1日となっております。

説明は簡単ですが、以上です。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。猶委員。

委 員（猶 克実 君） 議案第31号のほうで、最後に少し聞き忘れたので、こちらで答えてください。宇部市への影響はありますか。

執行部 そういう家庭的保育事業者等で入札される方について、特に影響はございません。

家庭的保育事業等につきましては全て栄養士等もいらっしゃいます。また今申し上げているのはあくまでも、家庭的保育事業所の自園調理ではなくて、別の施設から給食を搬入するときで、現在は栄養士もいますので、影響はございません。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） 猶委員、いいですか。

委 員（猶 克実 君） はい。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第33号宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(8) 宇部市こども計画パブリックコメントについて、執行部から報告があった。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第47号物品購入の件（小中学校教員用教科書及び指導書）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 皆さん、こんにちは。教育委員会です。よろしくお願いします。

それでは、議案第47号物品購入の件（小中学校教員用教科書及び指導書）について、学校教育課長から説明させますので、よろしくお願いします。

執行部 学校教育課から御説明いたします。

小中学校教科書の採択替えに伴う小中学校教員用教科書及び指導書を整備することにより、学習指導の充実を図るものとなっております。

契約方法といたしまして、令和6年度までは単価契約としていたところですが、このたび見直しを行いまして総額契約とし、令和7年度開始前に仮契約の締結と事務手続を必要とするため、条例にもとづき、市議会の議決を求めるものとなります。

教科書会議につきましては原則4年ごとに実施することとなっておりまして、令和7年度は中学校の改定年度となり必要となる教科書及び指導書の経費を計上しております。

令和6年度については、小学校の改定年度となっておりましたが、改定後の指導書及び教科書を購入配置したところでございます。

その際、複数学年にまたがって使用する教科書及び指導書がございまして、令和6年度は移行期間として、旧教科書及び旧指導書を使用している状況がございましたが、令和7年度それらの教科書及び指導書についても、更新を行う必要があり、経費に計上したところでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。吉松委員。

委 員（吉松 剛 君） 単価契約をやめた理由は何ですか。

執行部 令和6年12月の文教民生委員会分科会のときにも御説明させていただいたところでございますけれども、総量がある程度決まるという判断のもと、他市の動向等も踏まえての判断でございます。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第47号物品購入の件（小中学校教員用教科書及び指導書）について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（10）宇都市社会教育委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終わりました。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員長報告については、正副委員長に一任をお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、文教民生委員会を閉会いたします。

——午前11時25分閉会——

令和7年3月10日

文教民生委員会委員長 鴻 池 博 之